

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄											
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>											
資産が一定額以内、かつ、収入基準額(※)を超える収入を得ていませんか？	<input type="checkbox"/>											
※米子市の場合 (単位:万円)												
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額(月額)</td><td>11.2万円</td><td>15.6万円</td><td>18.3万円</td></tr><tr><td>支給家賃額(上限額)</td><td>3.4万円</td><td>4.1万円</td><td>4.4万円</td></tr></tbody></table>			単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額(月額)	11.2万円	15.6万円	18.3万円	支給家賃額(上限額)	3.4万円	4.1万円
	単身世帯	2人世帯	3人世帯									
収入基準額(月額)	11.2万円	15.6万円	18.3万円									
支給家賃額(上限額)	3.4万円	4.1万円	4.4万円									
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>											
ハローワークに求職の申し込みをしますか？	<input type="checkbox"/>											

○すべての項目にチェック✓が付いた方
受給資格を満たす可能性が高いため、米子市福祉課にご相談ください。

電話:0859-23-5151・5152

受付時間:8時30分から17時(土日・祝日を除く)

※新型コロナウイルス感染防止のため、事前の相談予約をお願いします。